

發專二三九號

昭和十六年十二月二十日

文部省專門學務局長 永井

事

中央大學專任部長 殿



教務課長

昭和十七年度修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ本年十一月一日文部省令第八十一號ヲ以テ公布相成タル處右取扱方ニ關シテハ左記ニ依リ施行相成度ニ付此段依命通牒ス

記

一 教授、卒業試験等ノ取扱

(一) 昭和十六年文部省令第八十一號第一條及第二條ニ依リ本科及修業年

限三年以上ノ研究科及別科ノ卒業期ハ昭和十七年九月トシ左ノモノニ付テモ右ニ準ジ取扱フコト

一 本科及研究科ヲ以テ一課程トスル研究科

二 修業年限二年ノ別科ニシテ特ニ本省ノ指示シタルモノ

(二) 前項ニ基キ現在第二學年(四年制)學校ハ第三學年、五年制六年制ノ學校ハ之ニ準ズ(生徒ノ授業(講義、實驗、實習等)ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ實施スルコト

一 昭和十七年九月迄ニ最高學年ノ授業ヲ可成完結スル爲學科目ノ統合配分、教材ノ取捨選擇等宜シキヲ得教授効果ノ完璧ヲ期スルコト

二 右實施ノ爲每週教授時數ハ五時間ヲ標準トシテ増加シ待ルコト

三 最高學年ノ學科目ノ一部ハ之ヲ昭和十七年一月ヨリ實施スルヲ得ルコト 但シ進級ノ時期ハ例年通トス

四 卒業試験ノ施行等ニ關シテハ本年十月十六日發專一九五號通牒ニ依リ取扱フコト

20134318

ニ始業、休業等ノ取扱

(一) 冬季休業ハ可成之ヲ短縮實施シ昭和十七年一月ノ始業ハ遅クモ一月八日トスルコト

(二) 春季休業ハ入學試験施行期日ヲ含ムハ可成之ヲ短縮實施シ昭和十六年度ノ授業終了ハ十七年三月二十五日以後トスルコト但シ右ニ依リ難キ場合ハ本省ニ協議スルコト

(三) 夏季休業ハ三十日ノ範圍ニ於テ之ヲ定ムルヲ得ルコト

三 授業料、報國函費等ノ徴收並ニ學校教練ニ關スル取扱

本件ハ別途通牒ノ豫定

四 上級學校ノ入學志願者ノ取扱

昭和十七年九月卒業豫定ノ者ノ大學學部等入學志願ノ取扱ニ付テハ追而通牒ノ豫定

五 現在第一學年生徒ノ取扱

(一) 現在第一學年(四年制)ノ學校ニ在リテハ第二學年、第一學年、五年制六年制ノ學校ニ在リテハ之ニ準スル生徒ニ對スル修業年限ハ未定

ナルモ其ノ修業年限ヲ短縮セララルル場合ヲ慮リ右取扱ノ趣旨ニ準ジ措置スルヲ可トスルコト

(二) 十七年度以降ニ於ケル學年ハ従前ノ通ナルモ學期ハ二學期制トシ四月乃至九月ヲ第一學期、十月乃至三月ヲ第二學期トナスヲ得ルコト

(三) 現在第一學年及明年四月入學ノ生徒ノ進級ハ従前ノ通トス

六 臨時學則ノ制定

本年十月十六日發專一九五號通牒ニ依ルコト